

●一般介護予防事業●

基準		一般介護予防事業						
サービス種別		介護予防普及啓発事業	地域介護予防活動支援事業			地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防把握事業	
		各種教室等事業	ボランティア支援事業	集いの場増設推進事業	こまき支え合いポイント制度(施設版)(仮)			
①	概要	公共施設においてさまざまな介護予防教室を開催する	保健連絡員OBなどによる定期的な集いの場で、介護予防活動に対するボランティア支援を行う	地域住民の身近な場所における居場所づくりを社会福祉協議会と連携して推進する	福祉教育、人材発掘の観点から、介護施設などにおける事業を住民参加型サービス事業として実施する	リハビリテーション専門職等を、個別ケア会議、サロン等に派遣し、専門的な視点で助言を行うことにより、それぞれの活動の後方支援を行う	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。	
②	対象者	65歳以上 ※自分で開催場所まで来れる人	介護予防のための会	65歳以上 ※自分で開催場所まで来れる人 ※参加者同士の送迎により来れる人	65歳以上のうち介護施設などでボランティア支援を行う人	・サロン ・個別ケア会議	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を中心	
③	事業の内容	①腰かけ元気体操 ②いきいき元気塾:口腔 ③筋力アップのためのトレーニングマシン講習会 ④サヨナラ膝腰痛教室 ⑤ラジオ体操教室	市内で展開されている介護予防のための会に対し、継続支援を行う(看護師派遣等) ※現在の介護予防活動の会 ①たんぼぼの会(味噌地区) ②ももの会(東部地区) ③西コミふれあいの会(西部地区)	・社会福祉協議会の助成金、NPO法人セカンドハーベスト名古屋と連携した食糧支援、移動販売等の実施などを活用する中で、身近な地域における居場所づくりを推進する。 ・将来的には、空き家・空き店舗などの活用も視野に入れ、初期投資等についてもニーズ等を踏まえ、調査研究する ※運営やメニューについては、地域支え合い推進員が支援	介護施設等での活動に限定し、実施したボランティア活動に見合ったポイントを付与する	生活支援コーディネーターが、地域住民や地域包括支援センターなどの要望に応じ、リハビリテーション専門職等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士など)を地域住民の集まり(サロンなど)に派遣し、体操指導、講習会のほか、地域活動を支えるための助言等を行う	・閉じこもりなど、何らかの支援を必要とする方を把握し、介護予防活動への参加につなげる。 ・要介護認定及び要支援認定の介護保険課、訪問活動を実施している保健センター、特定健康診査等の保険年金課、地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携による把握を行う。 ・民生委員等地域住民、本人、家族等からの相談からの把握を行う。	
④	利用者負担額(利用料)	なし						